

標準運送約款の一部改正について

1. 背景

H5N1型鳥インフルエンザに人が感染する事例が増加し、新型インフルエンザの発生が世界的に危惧されている状況を踏まえ、新型インフルエンザの発生直後から、まん延防止策を迅速に実施できるよう、新型インフルエンザ等感染症を入院、検疫等の措置の対象となる感染症とすること等を趣旨とした感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正が予定されていることから、旅客の運送についてもこれを受けた措置を行う必要があるため、標準運送約款（昭和61年運輸省告示第252号）について所要の改正を行うこととします。

2. 概要

海上運送法（昭和24年法律第187号）第9条第3項の規定に基づき、標準運送約款を定めていますが、今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が上記のとおり改正されることから、標準運送約款旅客運送の部第3条2項（2）アに新型インフルエンザ等感染症を追加する改正を検討しています。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布	平成20年	5月中旬
施 行	平成20年	5月下旬（改正法施行日）